

情報最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ

住宅用火災警報器の設置
が義務付けられます

消防法および西条市火災予防条例の一部改正によって、戸建住宅や共同住宅などに住宅用火災警報器の設置が義務付けられます。

■設置義務化の期日

○新築住宅

平成18年6月1日から

○既存住宅

平成23年6月1日から

■設置が必要な場所

○寝室、階段、廊下

○台所（任意設置）

■悪質業者にご注意ください

市や消防署では火災警報器などの販売や、業者に販売の委託を行っていません。

不適正な価格での販売や、購入を強引に勧める悪質な業者には、ご注意ください。

■問合せ

○市消防本部予防課

TEL 0897-56-0251

○住宅用火災警報器相談室

TEL 0120-565-911

お年寄りを

火災から守ろう！

建物火災による死者数の約9割が住宅火災によるもので、そのうちの半数以上が65歳以上の高齢者です。

住宅火災の多くは、高齢者が就寝中に、タバコや暖房器具が発火源となつて、布団や衣類などに着火することによって発生しており、死に至った原因は「逃げ遅れ」によるものが大半を占めています。

■火災からお年寄りを守る3

つのポイント

○お年寄りだけを残して外出しない。やむを得ず外出するときは、隣近所に声をかけておきましょう。

○寝たきり、一人暮らしのお年寄りがいるところでは、万一に備えて、隣近所で助け合える協力体制を作っておきましょう。

○お年寄りの部屋のカーテンや寝具類は、防災製品を使用するようにしましょう。

1月26日は文化財防火デー

1月26日は法隆寺金堂の壁画が焼損した日（昭和24年）です。文化財防火デーは、この日を契機として、昭和30年に定められました。

以来、1月26日を中心として、文化財を火災や地震などの災害から守るため、毎年、全国的に文化財防火運動が展開されています。

貴重な文化財を後世に残していくため、文化財の防火に努めましょう。

事業所対抗
屋外消火栓操法大会を開催しました

事業所対抗屋外消火栓操法大会は、自衛消防隊員の消防技術錬磨、防火意識の高揚、初期消火活動の迅速化を図るため毎年開催しています。

平成17年度の大会は、11月10日に市消防本部で開催され、屋外消火栓を設置する市内の事業所の中から13チームが参加しました。

各チームとも、統制のとれた節度ある動きで、日ごろの成果を発揮して競い合っていました。



■入賞チーム

- 第1位 大阪銘板(株)西条事業部
- 第2位 パナソニック四国エレクトロニクス(株)西条地区
- 第3位 アサヒビール(株)四国工場

1月の市税ごよみ

20日 固定資産税第4期分および国民健康保険税第6期の督促状の発送

31日 市県民税第4期分および国民健康保険税第7期の納期限

※督促状1通につき100円の督促料と延滞金をいただきます。

家屋取り壊し・住宅用地変
更の届け出をお忘れなく

■家屋を取り壊した方へ

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税します。

平成17年中に家屋を取り壊した方は、早めに担当課へ届

け出をしてください。

■住宅用地の変更をした方へ
宅地の固定資産税は、その宅地が住宅用地であるか否かによって異なります。

住宅用地を住宅以外の用地に変更した方、住宅以外の用地を住宅用地にした方は、早めに担当課へ届け出をしてください。

■届け出先

○市庁舎本館資産税課

資産税第1係・第2係

(内線2273・2274)

○東予総合支所税務課

資産税係 (内線125)

○丹原総合支所税務課

資産税係 (内線215)

○小松総合支所税務課

資産税係 (内線113)